

主な持ち出せない植物



サツマイモ（紅イモなど）の生塊根



エンサイ（ウンチェーバー）の生茎葉



サツマイモ（紅イモなど）の生茎葉



ゲッキツ

まん延を警戒する病害虫



(大きさ約6mm)

アリモドキゾウムシ



(大きさ約4mm)

イモソウムシ



(大きさ約3mm)

ミカンキジラミ



カンキツグリーニング病菌
(病気の症状)



(大きさ12～15mm)

サツマイモノメイガ



(成貝・大きさ4～12cm)

アフリカマイマイ

詳しくは下記へお問い合わせください
(蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ)

横浜植物防疫所	045-211-7155
名古屋植物防疫所	052-651-0114
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0980-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2145

移動規制の対象病害虫と対象地域



※久米島：アリモドキゾウムシは平成25年4月に根絶されました。

改訂：平成25年6月

植物検疫

沖縄・奄美・トカラ
小笠原 からは
サツマイモやカンキツ類など
の持ち出しが規制されています



農林水産省
植物防疫所

<http://www.maff.go.jp/pps/>

詳しくは中面をご覧ください！



病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします



移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、徳之島、沖永良部島、与論島にはカンキツ類などに被害を与える病気が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物など（以下の表）は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域

沖縄県全域※1

奄美群島
トカラ列島※5
小笠原諸島※6

奄美群島の一部
〔徳之島
沖永良部島
与論島〕

持ち出せないもの

植物の例

病害虫

サツマイモ（紅イモなど）、
エンサイ（ウンチェーバー）、
アサガオ、グンバイヒルガオ、
モミジバヒルガオ
などの生茎葉、地下部

アリモドキゾウムシ
イモゾウムシ
サツマイモノメイガ
アフリカマイマイ※2

カンキツ類※3、ゲッキツ、
オオバゲッキツ（カレーリーフ）、
サルカケミカン、ワンピ
などの生植物※4

カンキツグリーンング病菌
ミカンキジラミ

サツマイモ（紅イモなど）、
エンサイ（ウンチェーバー）、
アサガオ、グンバイヒルガオ、
モミジバヒルガオ
などの生茎葉、地下部

アリモドキゾウムシ
イモゾウムシ
サツマイモノメイガ
アフリカマイマイ※2

カンキツ類※3、ゲッキツ、
オオバゲッキツ（カレーリーフ）、
サルカケミカン、ワンピ
などの生植物※4

カンキツグリーンング病菌
ミカンキジラミ

持ち出しができる場合もあります



カンキツ類の苗木

■カンキツ類の苗木、穂木、生茎葉

検査（1年以上必要）を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



オオバゲッキツ
（カレーリーフ）の生茎葉

■ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）などの苗木、穂木、生茎葉

検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



蒸熱処理の様子

■サツマイモの生塊根

蒸熱処理（数日必要）を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。

詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。

※1 久米島では、アリモドキゾウムシが平成25年4月に根絶されました（サツマイモなどは同島への持ち出しが規制されています）。

※2 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。

※3 カンキツ類とは、タンカン、ボンカン、シークワサー（ヒラミレモン）、ミカン、レモン、キンカンなどをいいます。

※4 生植物とは、苗木、穂木、生茎葉をいい、種子、生果実、乾燥した植物は除きます。

※5 トカラ列島では、イモゾウムシ、アフリカマイマイが未発生です。

※6 小笠原諸島では、サツマイモノメイガが未発生です。